

# 2025年 第5回研修会

開催日 2025年7月7日(月) 8日(火) 袖ヶ浦カンツリークラブ新袖コース

本競技は、日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則とこのローカルルール・競技の条件を適用する。本書に記載の無い事項や追加変更がある場合は、競技会場での掲示物に記載されるので必ず参照すること。

ゴルフ規則によって別に定められている場合や本書に罰が記載されている場合を除き、このローカルルールと競技の条件の違反の罰は「一般の罰(2打罰)」となる。

## 競技の条件

### 1. 参加資格

プレーヤーは「競技規定」で定められる参加資格を満たしていなければならない。

### 2. スコアカードの提出

スコアリングエリア方式を採用する。

### 3. 競技終了時点

競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

## ローカルルール

### 1. アウトオブバウンズ(規則 18.2)

アウトオブバウンズは白杭のコース側を地表レベルで結んだ線によって定められる。

### 2. 異常なコース状態(動かせない障害物を含む)(規則 16)

#### (1)修理地

青杭を立て、白線で囲まれた区域によって定める。

#### (2)動かせない障害物

①排水溝。

②距離表示用のヤーデージマーク(距離表示用の杭を除く)。

③人工の表面を持つ道路に接した排水溝(その道路の一部とみなす)。

④動かせない障害物と白線でつながれている区域は、その動かせない障害物の一部として扱われる。

### 3. プレー禁止区域

電磁誘導カート用の2本のレールは全幅をもってプレー禁止区域であり、その禁止区域から罰なしの救済を受けなければならない。

### 4. 不可分な物

(1)樹木やその他の恒久的な物件に巻き付けたり、密着させてあるもの。

(2)ペナルティーエリア内にある人工の壁や杭でできた構造物。

### 5. 目的外グリーン

目的外グリーンはカラーを含む。

### 6. プレーの中止と再開(規則 5.7)

#### (1)即時中断(落雷等、切迫した危険がある場合)

委員会がプレー中断を宣言した場合、すべてのプレーヤーは直ちにプレーを止めなければならず、委員会がプレーを再開するまではストロークを行ってはならない。この競技の条件の違反の罰は失格。

(2)通常の中止(日没やコースがプレー不能) 規則 5.7b.c.d に従って処置すること。

(3)プレーの中止と再開の合図

- ・通常のプレー中止 :1回の長いサイレン
- ・険悪な気象状況による即時中止 :連続する短いサイレン(繰り返し)
- ・プレーの再開 :連続する短いサイレン(繰り返し)

**7. 練習**

プレーヤーは終了したばかりのグリーンやその近くで練習ストロークを行ってはならない。

**8. 移動**

乗用カート乗用可。

**9. キャディー**

正規のラウンド中、プレーヤーは委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用してはならない。

**【注意事項】**

**1. プレー上、特に注意する事。**

- (1)暫定球を打つ(ボールの行方が不明な時)。
- (2)バンカーショット後は必ず均す(レーキのギザギザ面とフラット面の両方を使う)。
- (3)同伴競技者全員のパッティングが終了するまで、次のホールへは移動しない。
- (4)レディゴルフ(準備できた人から打つ)を心掛ける。

2. グリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とする。

3. 距離計測器は使用可。但し、高低差を計測することは不可。

4. 全員がホールアウトした時点の各 9H の所要時間が 2 時間 15 分以上かかり、且つ、前の組から 15 分以上遅れた場合は、その組全員に 1 ペナルティを科す。

スコアカード提出前に、必ず競技委員にタイムパーカードの時間の確認を受けること。

5. 開催コースのドレスコードを遵守してください。スパイクシューズでの入場は禁止。

セカンドキャディバッグ使用禁止。

6. 試合開始 40 分前までに協会受付を終了すること。

7. **練習場 ドライビングレンジ :使用可。1 人 1 箱まで。**一般男子はアイアンのみ。****

バンカー練習場 & アプローチ練習場 & パッティンググリーン :使用可。

8. 携帯電話のコース内持出し禁止。クラブハウス携帯使用場所以外、使用禁止。

9. スタート表掲載後の欠席は次回ウェイティングとなる。無断欠席は 2 回出場停止。

10. 研修会成績トップより 20 打以上の会員は、次回参加はウェイティングとなり、空きが有った場合に成績順に参加可能となる。又、当日、会場でウェイティングすることも可能。

11. プレーヤーにエチケット違反、または非行があった場合には「行動規範」に基づいて制裁を受けることがある。また重大な非行があった場合には規則 1.2a および 20.2 に基づいて失格とする場合がある。

研修会会长 村田 達勇